

別紙

介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護

利用料一覧表

通常のサービス地域(周南市のうち旧徳山市、旧新南陽市)

令和3年4月1日現在 (単位:円)

支給区分	週1回程度利用	週2回程度利用	週3回程度利用
所定単位数	1, 176単位/月	2, 349単位/月	3, 727単位/月
介護職員処遇改善加算	所定単位の13.7%		
介護職員等特定処遇改善加算	所定単位の6.3%		
新型コロナウイルス感染症への対応(令和3年4月1日～令和3年9月30)	所定単位の0.1%		
地域区分加算 (周南市7級地)	所定単位と各加算の合計×10.21		

\* その他の費用

初回加算(新規) 200単位

\* 通常のサービス地域外のサービスを行う場合

通常のサービス地域を10km離れる毎に、片道100円の交通費が自己負担となります。